

不利益処分の処分基準

処 分 名		公民館の使用許可の取消し		
根拠例規及び条項		多治見市公民館の設置及び管理に関する条例（昭和 56 年条例第 7 号）第 8 条		
所 管 部 課 名		環境文化部 文化スポーツ課		
処 分 基 準	関係法令等及び条項	社会教育法（昭和 24 年法律第 207 号）		
	基 準	<p>（使用許可の取消し等）</p> <p>条例第 8 条 指定管理者は、次の各号の一に該当する事由があると認めるときは、その使用の許可を取り消し、又は使用を中止させることができる。</p> <p>(1) 使用の許可の申請に偽りがあったとき。</p> <p>(2) 許可の条件に違反したとき。</p> <p>(3) この条例に違反し、又は指定管理者の指示に従わなかったとき。</p>		
	設定年月日	平成 9 年 4 月 1 日	最終変更年月日	
備 考				